

様式第2号（政務活動実施報告書）

2019年 3月28日

井原市議会議長

西田久志様

井原市議会議員 西村 慎次郎

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	平成31年 3月27日（水）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	リファレンス駅東ビル 福岡県福岡市博多区 1-16-14
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	地域包括ケアシステムの理解と行政の役割
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	自治体経営コンサルタント 川本 達志 氏
5. 活動内容	別紙①のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

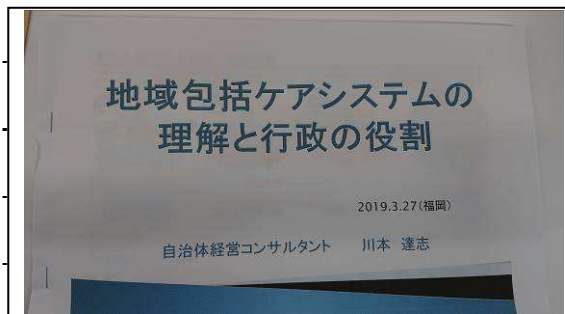
別紙①

◆地域包括ケアシステムの理解と行政の役割

■会場



■テキスト



【セミナーの概要】

1. 大きく変化する社会・経済情勢

- 1965年は胴上げ型（65歳1人に対して、20～64歳は9.1人）
- 2012年は騎馬戦型（65歳1人に対して、20～64歳は2.4人）
- 2050年は肩車型（65歳1人に対して、20～64歳は1.2人）
- 日本の人口減少には歯止めがかかっていない
- 75歳以上の高齢者の全人口に占める割合は、2055年には25%を超える見込み

2. 地域包括ケアが求められる理由

- 高齢者ケアニーズの増大、単独世帯の増大、認知症を有する者の増大が想定される。
- 介護保険サービス、医療保険サービスのみならず、見守りなどの様々な生活支援や成年後見等の権利擁護、住居の保障、低所得者への支援など様々な支援が切れ目なく提供されることが必要となり、新たな社会システムづくりが求められる。
- 現状では各々のサービスを提供するシステム間の有機的な連携が弱い。
- そこで、地域において包括的、継続的につないでいく仕組み「地域包括ケアシステム」が必要となる。

別紙①

3. 地域包括ケアシステムの5つの構成要素

人間の尊厳の保持と自立生活の支援のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス体制の構築を目指す。

①住まいと住まい方

生活の基盤として必要な住まいが整備され、本人の希望と経済力にかなった住まいが確保されることが大前提。高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境が必要。

②生活支援・福祉サービス

心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続できるよう生活支援を行う。生活支援には、食事の準備など、サービス化できる支援から、近隣住民の声掛けや見守りなどのインフォーマルな支援まで幅広く、担い手も多様。

③介護・医療・予防

個々人の抱える課題に合わせて「介護・リハビリテーション」「医療・介護」「保健・予防」が専門職によって提供される。ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供。

④本人家族の選択と心構え

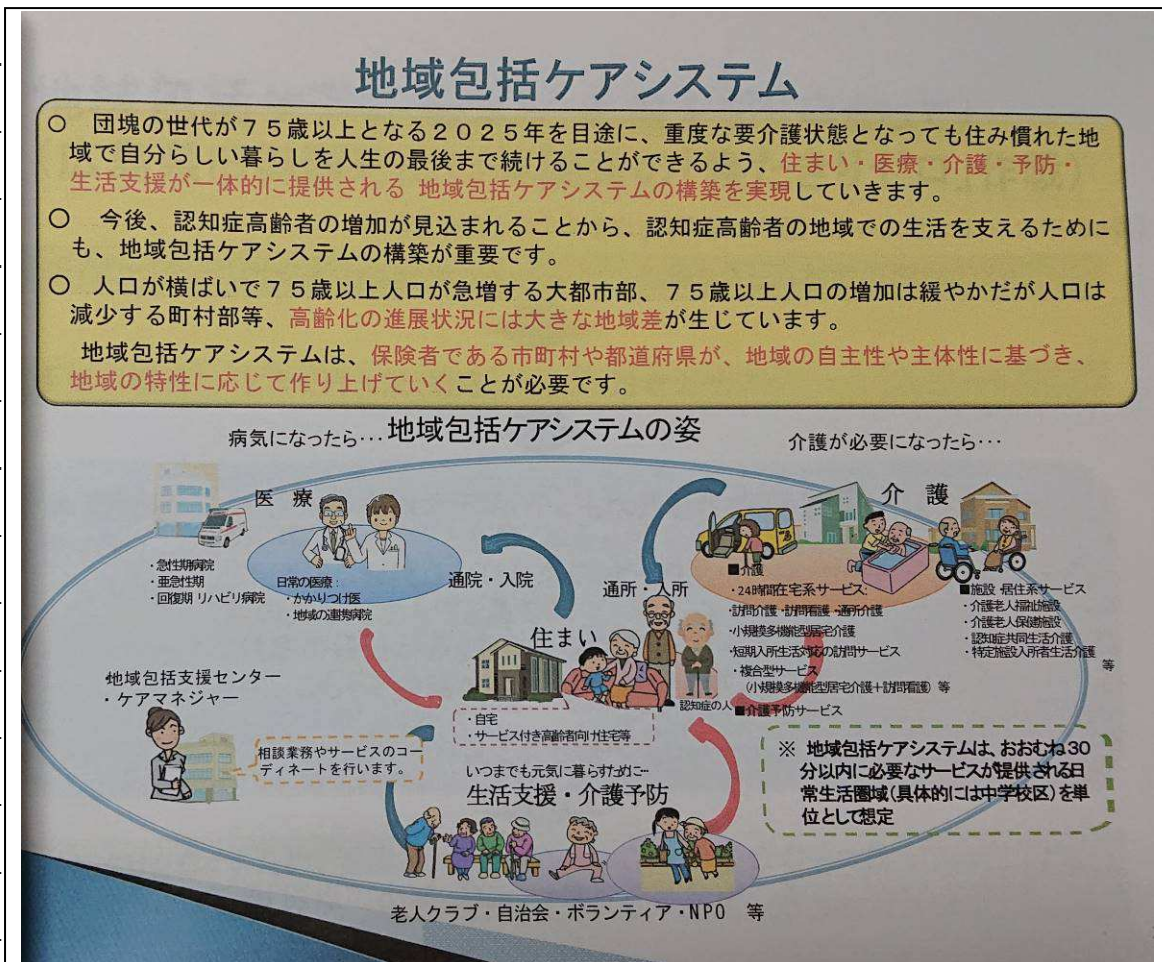
単身・高齢者のみ世帯が主流になる中で、在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、そのための心構えを持つことが重要。

4. 地域包括ケアシステムとは

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

（「地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律」第2条より）

5. 地域包括ケアシステムの姿



6. 地域包括ケアシステムの必要性

①2025年までに準備すべきこと

限られた財政の中で、最大限の支援を提供するため、現在の専門職は、高度なケアの提供に特化、高濃度・高密度のサービス提供が必須。

②地域包括ケアシステム

心身の状態が変化しても、自分の住み慣れた地域で生活し続けられる仕組みづくりが必要であり、家から施設に移動せずに、地域で提供されるサービスの組合せを変えるだけで生活が継続できる環境の整備が必要。

別紙①

③システムづくりに必要なこと

これまで断片化されていた医療・介護のサービスが統合的に提供され、分野を越えた多職種連携が必要である。

④保険者・自治体に期待されること

関係者は、医療・介護、商店、ボランティア、地域住民など分野横断的なため、自治体のイニシアティブ（首長の指導力）がカギとなる。

■所感

「地域包括ケアシステムの理解と行政の役割」というテーマで、地域包括ケアシステムの概要について受講してきた。

まずは、それぞれ自分の市がどういう実情であるか、高齢者の人口動態や介護の必要な人の人数などを把握したうえで、どういった対策をとっていく必要があるか検討していく必要があるとのことだった。すでに介護を必要とする人の数がピークを迎えているのか、まだ当面増加傾向にあるのかにより、質の向上が求められるのか、量の確保が必要なのか、対策が変わってくる。

介護保険制度の話も後半あったが、議会がすべきことは、保険料が高い安いの議論ではなく、介護保険計画がどうあるべきかを議論すべきであるとのこと、井原市の計画については、議決事項になっていないのが課題であると感じた。

地域包括ケアシステム構築に向けた道筋のポイントは以下の3点である。

- ①ニーズ調査・・・日常生活圏域のニーズ調査を実施し、地域の実態を把握する必要がある。
- ②目標の共有・・・何のためにするのか市民と共有する必要がある。
- ③仕組みづくり・・・連携の強化と新たな担い手を養成して、必要とされるサービスを生み出していく必要がある。